

Reversion of the Kitakami-gawa Power Plant in the Postwar Japanese Economic Reconstruction (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仁昌寺, 正一 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24569

経済復興期における 北上川流域の電源帰属問題（上）

仁昌寺 正 一

目 次

- I. はじめに — 課題 —
- II. 岩手県における「県営電気事業計画」の登場
 - 1. 「電力危機」と電気事業公営化運動の高揚
 - 2. 「県営電気事業計画」の特徴
 - 3. 北上川流域総合開発構想の浮上と「県営電気事業計画」
 - 4. 東北興業株式会社による「県営電気事業計画」の継承……以上本号

I. はじめに — 課題 —

15年戦争終結後間もない1947（昭和22）年、岩手県は、「岩手モンロー主義」とも呼ばれた強力な自県資源活用方針を打ち出し、その一環として北上川上流域を中心とする一連の県内河川流域電源を自県で建設・管理・運営しようとする“県営電気事業計画”を発表した。しかし、この計画は、その後関係諸機関の思惑が絡む激しい対立を惹起し、ついには1950年代前半、同計画の中核に位置づけられていた二つの電源が事実上の国家企業である電源開発株式会社に帰属することになり、大幅な変更を余儀なくされる。この出来事に注目し、事の顛末をやや詳細に辿る作業を通して、北上川流域総合開発計画の日本経済復興期における歴史的意義と本質を確定してみることが、本稿の主なねらいである。

われわれがこの出来事に注目するのは、北上川流域総合開発計画の歴史

東北学院大学論集 経済学第134号 1997年3月

的評価を行おうとする際、それが、試金石ともいうべき極めて重要な役割を果たしているように思われるからにはほかならない。周知のように、同計画は日本経済復興への国内資源の効果的活用を意図した国土総合開発政策のパイロット的計画であったが、この政策の終戦直後の立案時から「国土総合開発法」（1950年）で体系化された時までには、いくつかの機関・団体による開発された資源の重点配分地域をめぐる確執があり、したがって同計画にもそのような動きがなんらかのかたちで反映されていたように思われる。そのような動きを中央・地方関係を念頭において単純化してみると、中央では、その政策の立案・推進の実権を握っていた経済安定本部の構想に示されていたように、地方の諸資源、なかでも戦後唯一の自給可能なエネルギー資源ともいうべき水力電力を、首都圏など大都市部に向けようとしていたといえる。そうすることが、日本経済の復興を軌道に乗せる近道だと考えていたわけである。他方、地方では、戦後断行された一連の民主化措置、なかでも新憲法の制定と地方自治法の成立に伴う地方自治拡充によって中央への政治的対応力が強まる中、地方の資源は地方の経済活性化に結びつける方向で活用しよう、つまり大都市部などへの資源の流出は極力押えようとしていた。また、経済安定本部が構想していた開発のモデルがアメリカのTVAであり、それに「草の根民主主義」という言葉に象徴される開発推進過程における地域主導性、開発利益の地元優先配分といった基本理念が掲げられていたことも、地方のかかる動きの台頭を強めることに作用していた。このような地方の動きを背景に、岩手県において初代公選知事によって打ち出された「県営電気事業計画」を組み込んで策定されたのが、別称「KVA」といわれる北上川流域総合開発計画であった。かくして、北上川流域を舞台にしたこのような中央と岩手県の「綱引き」は、同計画が浮上した1949（昭和24）年頃からさまざまな出来事を通してなされていたが、1952（昭和27）年頃になると、着工間近な胆沢川筋発電所と猿ヶ石筋発電所の建設地点の水利権の争奪戦というかたちであらわれた。中央では、これらの発電所の電力を、朝鮮戦争勃発後の「特需プー

ム」によって立ち直りの足掛かりを得た大都市部の工業に向けつつ、それを機軸とする日本経済の成長路線の中に組み入れようとする姿勢を鮮明にし、岩手県では、「県営電気事業計画」を当初の計画通りに進め、これらの発電所の電力を県内産業へ向けることによって、戦前来の「後進性」を克服しつつ、県経済の一大飛躍をはかろうと必死に抵抗した。結果的には、上述のように、これら二つの水利権が、1952年9月に中央の思惑を担って設立された電源開発株式会社の取得するところとなり、岩手県の「県営電気事業計画」はスタート時点において大幅な変更を余儀なくされることになる。このような経緯から明らかのように1950年代前半に起きた北上川流域における二つの電源の中央への帰属は、資源利用の主導権を岩手県が完全に喪失したこと、そして「国民福祉の向上」を目標とする「国土総合開発法」に従って推進されようとしていた北上川流域総合開発計画がドラスティックに変容したことを象徴的に示す出来事であったのである。

ところで、われわれがこのような作業を思いついたのは、従来の研究において、一つには、電源開発をめぐる問題の検討こそが当該期の国土総合開発政策の歴史的評価のために決定的に重要だという指摘¹⁾がなされているにもかかわらず、北上川流域総合開発計画に関してはそのような観点からの立ち入った作業がほとんどなされてこなかったからである²⁾。また、

1) 例えば、佐藤竺は「電源開発こそが特定地域開発の生みの親であり、当時〔日本経済の復興期……引用者〕の経済事情のもとでの至上命令であった」（『日本の地域開発』、未来社、1965年9月、82ページ）とし、その電源開発が大都市部の経済基盤の強化の役割を果たした結果、「特定地域開発の地域収奪的性格」（同上、86ページ）が顕著になったと指摘する。また、川島哲郎も「この時期の総合開発諸計画にいう資源の開発とは電源の開発と同義であり、総合開発が電源開発を軸に推進された、というよりもっと正確には、電源開発が国土総合開発の形態をかりて遂行された」（「高度成長期の地域開発政策」、『講座・日本資本主義発達史論 V』第7章、日本評論社、1969年2月、317ページ）とし、そのような展開の結果、この時期の国土総合開発が「理念としての地域開発と現実の地域開発の分裂と背反」（同上、311ページ）を顕著にしたと指摘する。

2) 北上川流域総合開発計画についてそのような観点を強調する文献がないわけではない。例えば、管見では、吉岡金市『電源開発と農業問題』（東洋経済新報社、1956年8月）や、馬場昭「北上川——総合開発（KVA）の歩

もう一つには、地方自治のありかたとも関連する、電力をはじめとする国内資源の利用をめぐる中央と地方の攻防的關係を視野にいれつつ、北上川流域総合開発計画を検討しようとする問題意識が希薄だったように思われるからである³⁾。それゆえ、ここでの作業によって、従来の研究に新たな1ページを付け加えることが可能になるかもしれない。

尚、この作業は、上述したように「事の顛末をやや詳細に辿る作業」としてなされる。そうするのは、言うなれば、従来の研究においてしばしばみられる結果論的接近方法、あるいは体制還元論的接近方法を採りたくないからである⁴⁾。そのような方法では、地域開発の展開過程で現れたさまざまな勢力の対応など複雑な動きを捨象しがちになり、したがって立体的把握が十分できないように思われるからである⁵⁾。

以下の展開は次のようである。Ⅱでは、岩手県の「県営電気事業計画」登場時のいくつかの動きを一通りみる。まず、当時全国的な広がりをも

み)、『ジュリスト』増刊総合特集号№23, 1981年7月)においても、電源開発が北上川流域総合開発計画の展開に大きな影響を及ぼしたことが指摘されている。しかしそれらにおいても、そのプロセスにまで立ち入った詳細な作業は全くなされてない。

- 3) 先行研究の到達水準と目される人文社会学会編『北上川 — 産業開発と社会変動 —』(東京大学出版会, 1960年3月)でも、同開発計画の展開に伴って北上川流域の地域社会が如何なる変貌を遂げているかを明らかにすることに主眼が置かれており、われわれのような問題関心には言及されていない。尚、このような問題関心から、われわれは先に別稿において、北上川流域と並んで国土総合開発政策の超重点的計画であった只見川流域の総合開発計画に、同流域で展開された電源帰属問題をとりあげて検討を加えてみた。拙稿「復興期における只見川電源帰属問題と東北開発」(上, 中, 下), 『東北学院大学論集 経済学』第123号(1993年9月), 同第124号(1993年12月), 同第128号(1995年3月)参照。
- 4) そのこともあって、上記(注3)の別稿において行ったように、ここでも地元新聞(とくに「岩手日報」)を多用する。これまで取り上げられなかった事実にも注目し、可能なかぎりリアルに再現してみたいからである。
- 5) この点で、われわれは、経済政策史の研究に際しての岡田知弘の主張、すなわち「政策を要求する住民の意図、政策立案過程での政策意図、政策実施過程での帰結を、混乱して理解してはならず、それら全体を含めて評価する視点が重要である」(岡田知弘『日本資本主義と農村開発』, 法律文化社, 1989年6月, 6ページ)という主張に、基本的に賛同する。

ていた配電事業公営化運動を概観する。同県の「県営電気事業計画」がどのような背景から登場したかをみる上で極めて重要だからである。その上で次に、「県営電気事業計画」の主要な特徴をみ、さらにこの計画が東北興業株式会社に継承・代行されていく経緯をみる。Ⅲでは、岩手県の事業を継承しようとした東北興業株式会社と、東北配電株式会社との北上川上流域での水利権の帰属をめぐる争いが、なぜ惹起し、どのように展開したかを考察する。Ⅳでは、胆沢川筋と猿ヶ石川筋の水利権が、電源開発株式会社に帰属することになったのはなぜかを検討する。Ⅴでは、以上のような電源帰属をめぐる問題が、それを内包しつつ推進されていた北上川総合開発計画に如何なる影響を及ぼしたのかを検討する。Ⅵでは、以上の作業を要約し、今後の研究課題について述べる。

Ⅱ．岩手県における「県営電気事業計画」の登場

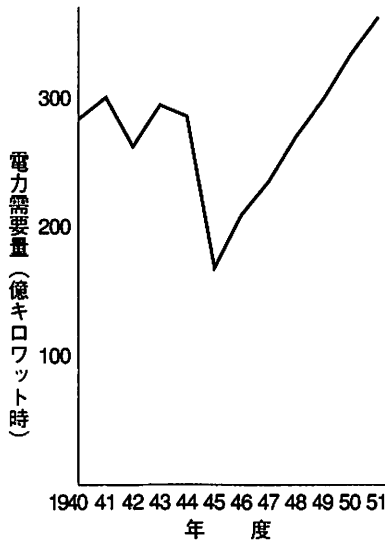
1. 「電力危機」と電気事業公営化運動の高揚

まず、岩手県における「県営電気事業計画」登場の背景にあった動き、とりわけ終戦直後の「電力危機」の過程で発生した電気事業公営化運動について概観しておくことにしたい。

周知のように、終戦後数年は、電力需要の急増に対して供給が追いつかず、深刻な「電力危機」が到来した時期であった。電力需要は、終戦直後には、大口需要先であった軍需関連工場の生産停止に伴って減少したものの、それも束の間、1945（昭和20）年9月からは、戦時中の厳しい消費制限が解除された家庭用需要を中心に増加しはじめ、9月を100として10月127、11月153、12月187、翌46年1月215、2月233と、半年もたたないうちに2倍以上にもなり⁶⁾、さらにその後も民需産業の生産開始に伴う産業

6) これらの数値は、「朝日新聞」1946年3月25日（有沢広巳・稲葉秀三編『資料・戦後二十年史 2 経済』〔日本評論社、1966年9月〕に所収）による。

図-1 1940年度～1951年度電力需要推移



(注) 電気事業用および自家発自家消費量の計である。

(資料) 経済企画庁総合計画局監修『電源開発のあゆみ』(1968年3月), 7ページ。

用需要の増大, 電熱器使用の全国的拡大などに伴う家庭内需要の一層の増大が顕著となり, いわばうなぎのぼりの状況となっていった(図-1 参照)。これに対し, 電力供給は, 終戦時には, 水力発電所がほとんど戦災を受けなかったこともあって⁷⁾, その「発電能力は当時の電力需要量の少なくと

7) 因みに, 電気事業再編成史刊行会編『電気事業再編成史』(1952年4月)には, 水力, 火力の電力設備の被災状況は次のように記されている。「昭和19年末から終戦までの戦災を受けた電気事業設備のうち被害の最大なものは都市周辺に所在する火力発電所で, 11ヶ所(尼崎第一, 第二, 尼崎東, 飾磨港, 三幡, 坂, 名古屋, 名港, 潮田, 鶴見, 江別)設備出力で141万キロワットが戦災を受け, 戦災直前の可能出力150万キロワットのうち約44%の66万キロワットを失った。これに反し水力発電所は5ヶ所の被害で, 程度も軽微であり, 可能出力に殆ど減退を来すことは無かった。変電設備は京浜, 名古屋, 阪神各地区の主要変電所が戦災を受けた外, 都市近傍の配電用変電所も被害を受けたものが相当あって, 全出力の7.5%, 116万キロボルトアンペアが極めて迅速に行われた。配電設備は都市の戦災に伴い同時に消失したものが

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(上)

も2倍を擁していた⁸⁾ものの、それも1年もたたないうちに、急増する需要に対応できなくなった。しかも、新規の電源開発がGHQの非軍事化・民主化政策の推進もあって容易に承認されなかったから、やはり「荒唐した電気設備の復旧補修と電力割当制度という消極的な電力需給調整で当面を辛うじて切り抜け」⁹⁾るほかない状況にあった。

「電力割当」という消費制限は、1946(昭和21)年秋から、河川が濁水になるたびに断続的に繰り返されたが、47年には「ついに、春、秋の豊水期における電力制限という異常事態を現出し、電力需給の破綻はその極に達した」¹⁰⁾。この年の10月、11月、12月の状況をみると、関東、関西、四国、九州などで20%以上の制限が実施されたのを反映して、全国平均で10月15.1%、11月19.7%、12月20.0%もの電力制限が実施された(表-1参

表-1 1947年秋の電力制限率

(単位:1,000KWH)

		北海道	東北	関東	関西	中国	四国	九州	全国
10月	実績	150,000	185,000	1,006,081	1,162,141	174,904	100,819	343,396	3,122,341
	制限量	3,664	6,799	185,755	196,847	40,662	32,747	90,963	557,437
	想定総需要	153,664	191,799	1,191,836	1,358,988	215,566	133,566	434,359	3,679,779
	制限率(%)	2.4	3.5	15.6	14.6	18.8	24.5	20.9	15.1
11月	実績	110,000	184,433	900,000	1,065,556	169,189	95,365	295,216	2,819,759
	制限量	1,069	28,169	229,262	279,707	46,708	40,997	68,269	694,181
	想定総需要	111,069	212,602	1,129,262	1,345,263	215,897	136,362	363,485	3,513,940
	制限率(%)	1.0	13.2	20.2	20.8	21.7	30.0	18.8	19.7
12月	実績	115,000	190,000	934,061	1,066,250	173,274	104,646	346,578	2929,809
	制限量	5,425	30,831	261,807	280,001	29,097	39,351	84,840	131,352
	想定総需要	120,425	220,831	1,195,868	1,346,251	202,371	143,997	431,418	3,661,161
	制限率(%)	4.5	13.9	21.8	20.8	14.4	27.3	19.7	20.0

(資料) 栗原東洋編『現代日本産業発達史 III 電力』(交詢社出版局, 1964年1月), 363ページ。

多く、当時の額にして総額2億円にも及び、戦災率は固定資産の20%以上に達した」(104ページ)。

8) 栗原東洋編『現代日本産業発達史 III 電力』(交詢社出版局, 1964年1月), 360ページ。

9) 渡辺一郎『電力』(岩波書店, 1954年2月), 166-167ページ。

10) 栗原東洋編, 前掲書, 363ページ。

照)。このような状況であったから、事態打開を求める動きが惹起するのはある意味では当然であった。

この動きの一つとして登場したのが電気事業公営化運動、とくに配電事業公営化運動であった。その発火地点となったのは「電力危機」が極めて深刻だった東京都であった。ここには、民需関連の電力需要の急増という上述のような事情だけでなく、全国の中でも電力関連設備の被災が最も大きかったことからくる供給面での事情もあったからである。すなわち、「東京都を主要な配電区域とする関東配電では、その総需要家数97万8千戸中、約70%におよぶ家屋が焼失した。これとともに電気工作物では、東京都内だけでも発電所1箇所、変電所47箇所（主要機械の損失）、送電線516件、電柱13万4112本、電線延長2万6219キロメートル、変圧器3万3648台、引込線103万7401キロメートル、電気計器86万4690個という膨大な設備が戦災を受けた。このため、都市生活者の電気事情は、不便を極めた」¹¹⁾のである。かかる背景から、東京都では、都議会が、早くも1946年2月20日に「配電事業二関する意見書」を国会に提出し、さらに同年5月8日には「関東配電株式会社買収に関する決議」を採択した。この決議の内容をみておくと、

「曩に元東京市が三十有余年孜々として経営し来った電気供給事業は市民の福祉増進に寄与した所極めて大きかったのであるが、戦争目的達成の為国家総動員法の発動によって去る昭和17年4月1日関東配電株式会社に出資統合せられたのである。既に国家総動員法の廃止せられた終戦後の今日に於ては、全く其意義が失はれ、最早このまま営利会社の経営にゆだね置くことは公共事業の本質に添はぬばかりでなく、都民生活に大なる不利不便を与えつつある実情である。仍って、之を都営に移すは如上の弊害を除去するばかりでなく、公共事業本来の使命達成を期せられるものと思料するから、急速に都内に於ける関東配電株式会社経営

11) 公営電気復元運動史編集委員会編『公営電気復元運動史』(1969年7月)、65ページ。

に係る配電事業買収の方法を講ぜられたい。右決議す。」¹²⁾

となっている。要するに、国家総動員体制下でなされた配電統制令による東京市営電気事業の関東配電株式会社への統合（1942年）が、戦争終結によりすでにその目的を失ったので、それ以前の状態に戻すべきであり、その方が市民に対する円滑な電気供給が可能だ、というものであった。

東京都に始まったこのような運動は、その後しばらくは、①都市レベルの配電事業市営化運動と、②都府県レベルの電気事業公営化・配電事業県営化運動という「個別二本立の運動」¹³⁾として展開していったが、「電力再編成」への対応が緊急の課題となった1948年秋頃になると統一の機運が生まれ、49年5月の「配電事業公営期成連合会」の結成をもって完全に統一される。ここでは、岩手県の「県営電気事業計画」と密接に関連する②の動きを追ってみることにする¹⁴⁾。

県レベルでは、この運動の推進にいちやく積極的姿勢をみせたのは福島県であった。同県においては、1946年9月に官民の代表からなる「電力対策委員会」が設置され、同年10月に県議会で「電力県営に関する決議」が採択され、同時に「電力に関する意見書」が政府に提出された。このような対応をした主な動機としては、同年8月に日本発送電株式会社によって只見川上流域の電源開発調査が開始され電源開発の現実的可能性が高ま

12) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、70-71ページ。

13) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、114ページ。

14) 前者の動きも一瞥しておこう。1946年3月に仙台市と京都市が配電事業の市営移管を求める意見書を国会に提出し、さらに同年4月には全国市長会が配電事業都市移管に関する決議を行った。その後、47年2月に、東京、大阪、京都、横浜、神戸、仙台が「六大都市配電事業都市移管規制連絡委員会」を開催、同年12月にはこれらに金沢、静岡、酒田、都城が加わった10都市が「配電事業都市移管期成連絡委員会」を開催した。48年に入ると、「日本発送電株式会社と9配電株式会社に対する過度経済力集中排除法の適用は、配電事業都市移管期成の運動を大きく進展する転機となった」（公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、104-105ページ）。同委員会は、5月、6月、7月、8月とあいついで開催され、そのたびに国会やGHQなどへの陳情を行いながら、次第に大きな勢力になっていた。また、その中で、「配電事業全国都道府県営期成同盟会」との連携・統一も模索された。

表-2 東北地方の発電実績と移出電力実績

	1949年2月		1949年5月		1949年(暦年) MWH	比率
	電力量MWH	平均最大KW	電力量MWH	平均最大KW		
東北地区全発電量	604,600	1,133,600	661,900	1,137,800	7,359,800	100%
内 日本発送電網	491,600	944,400	521,600	940,800	5,822,700	
東北配電網	96,500	152,700	109,500	152,000	1,252,500	
黒部川分(新潟県内直配)	16,500	36,500	30,800	45,000	284,600	
東北地区全負荷	307,600	563,100	371,200	625,100	4,411,900	60%
内 日本発送電網	29,100	80,000	73,000	96,000	631,800	
東北配電網	276,500	478,100	277,700	494,100	3,650,800	
黒部川分(新潟県内直配)	2,000	5,000	20,500	35,000	129,300	
差引他地区移出電力	297,000	570,500	290,700	512,700	2,947,900	40%

- (注) 1. 東北地区内発電量には自家発電からの受電を含む。
 2. 日本発送電網供給力には長野県の高沢、池尻川両発電所を含む。
 3. 国鉄千手を始め自家発電によるものは供給力と負荷は同量として共に本表には算入されていない。
 4. 1949年において大口工場工場の自家発電は705,720千KWHであった。
 (資料) 東北地方電力利用産業調査報告書『東北の電力と産業振興—東北地方電力利用産業調査報告書一』(1951年1月), 27ページより作成。

る中、座視していれば、大正時代に建設された猪苗代湖発電所に続いて、県内大規模電源（から発生する大量の電力）が関東に帰属するのではないかという危機感があったことがあげられる¹⁵⁾。

福島県のこのような動きには東北各県もただちに連帯した。東北地方の電源から発生した電力の約40%もが他地域とくに関東へ「漏出」している状況（表-2参照）を打開せねばならないという姿勢では一致していたからである。47年9月には、岩手県も加わった東北6県の県会議長の連名で、「政府並に県当局は、電灯電力の需給調整、戦災地の復旧、平和産業の振興、農山漁村の電化、再建計画と電気事業経営を表裏一体たらしめ、且つ

15) また、福島県の電気事業公営化への取り組みがかくも早かったのは、戦前からこの種の運動の蓄積があったからでもあった。すなわち、「福島県では、すでに戦前から電気事業の県営論を強く主張し、東北6県および新潟に呼びかけるなどその実現運動を繰返していたが、戦時中、電気事業が統制下に置かれるに及んで運動は中止されていた」（公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、88ページ）のである。

電気事業の公益性を一層発揮せしむる為に、電気事業を早期に県営にすべき」とする「電気事業県営についての請願書」が政府に提出された¹⁶⁾。

さらに、この運動は、48年2月に日本発送電株式会社と9配電株式会社が過度経済力集中排除法の適用を受けたこと、すなわち電力国家管理体制の解体方針が明確になったことを契機に、その輪を全国に大きく広げていった。48年4月15日には、青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島、新潟、富山、長野、神奈川、埼玉、東京の1都11県の参加の下に「県営電気促進有志郡県協議会」が開催され、さらに同月23日には、1都1道25県からなる「配電事業全国都道府県営期成同盟会」が結成された。また、この中で、この県レベルの運動とは別に配電事業公営化を求める運動、すなわち「配電事業都市移管期成連絡委員会」を結成し独自の推進されていた12都市（東京、京都、大阪、神戸、名古屋、横浜、静岡、仙台、酒田、金沢、都城、苫小牧）の運動とも連携が模索され、ついに49年5月には、二つの運動が合体して「配電事業公営期成連合会」が結成された¹⁷⁾。

さて、「電力危機」を契機とした電気事業公営化運動の1949年頃までの展開は以上の通りであるが、岩手県の「県営電気事業計画」との関連をみる場合には、とくに次の二点に留意しておくことが必要であろう。

一つは、この運動のかくも大きな盛り上がり、終戦直後から断行されていた一連の民主的制度改革、とくに新憲法の制定や地方自治法の成立に伴う地方自治拡充の動きと一体化したものであったという点である。周知のように東京に端を発する電事業公営化運動が次々に広まっていった時期には、次のような動きが同時的に進行していた。すなわち、46年3月憲法改正草案が発表され、その第8章地方自治の項に「地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ拠リ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ之ヲ選挙スベシ」と規定され、同年9月に地方自治民主化のための府県制の大改正が行われ、知事の公選制が示された。さらに翌47年3月、選挙の期日

16) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、88-89ページ。

17) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、114-116ページ参照。

を任期満了の日から前25日以内として、現知事の任期はすべて4月29日をもって満了することとなった。かくて知事選挙が3月16日告示、4月5日に県議会議員選挙と共に行われ、初代公選知事が誕生した。そして、同年5月3日に新しい憲法が施行され、同時に地方自治法も施行された¹⁸⁾。このような動きは、いうまでもなく地方にとっては、新たな民主主義基盤の確立によって、主体的活動を行いうる可能性が拡大したことを意味した。地方自治体も、この配電事業公営化運動をそのような可能性と結び付けようとする積極的姿勢をもっていったといえる。例えば、前述の「配電事業全国都道府県営期制同盟会」が打ち出した「配電事業都道府県営基本方針」（1948年4月）の中に盛り込まれている次の一文からは、その一端がみてとれよう。

「民主政治の本質は自治政治であり、自治政治は当該地域内の住民による輿論政治であって、その結集が地方議会である。この意味に於て県民の代表者からなる地方議会を持ち、県民の事業として経営出来る形態、謂い替へれば地方議会による配電事業こそ最も民主的な経営形態だという事ができる。然も電気は国の基本的産業であると共に、水や主食と同じように最も一般的な消費物であるからこれを消費者たる住民自らが自らの手で運営することは最も望ましいと云わねばならない。しかも、現在地方自治法が布かれたとはいへ、いわば形態だけの自治であって、これを裏づけるなにもないという現状であるから、配電事業を都道府県営とする事によって、地方自治が民衆の中へ這入り込む機縁ともなるのである」¹⁹⁾（傍点……引用者）。

もう一つは、東京に端を発する電気事業公営化運動に多くの県が参加する過程で、当初の運動の性格や目標が大きく変化していったという点である。上述のように、県レベルのこの運動の初期の段階（1946年～47年頃）

18) 八木廉『岩手の開発に挑む — 戦後の県総合開発の歩み —』（1993年5月）、49ページ。

19) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、98ページ。

では、その推進役を担った福島県を中心とする東北各県の目標が「電気事業県営」とされていたように、運動の主なねらいは、発送電事業と配電事業とを含む電気事業全般を県営化することに置かれていたのである。ところが、この運動が全国的な広がりをもせた段階（1948年頃）では、配電事業のみを県営化し、発送電事業については国営化にしようとする動きが顕著になっていった。例えば、1948年5月に1都1道25県が参加して結成された「配電事業全国都道府県営期成同盟会」が打ち出した「配電事業都道府県基本方針」では、「発送電事業と配電事業は……分離して経営するのが望ましい」とされ、発送電事業の経営は「国営若しくは国営に準ずる公共会社」、「配電事業は都道府県営とする」とされていたのである²⁰。

そうなったのは、この運動の進展過程で、電力の供給県と需要県の利害調整が図られたからにはほかならないが、さらにいえば、そうせざるをえないほど、つまりそれらの県の利害の不一致を棚上げせざるをえないほど、この運動にとって厳しい状況が到来していたからであった。むろん、そのような状況は、電気事業が過度経済力集中排除法の適用を受け、いわゆる「電力再編成」が開始されたことに伴って到来したものであった。

当時の状況は「電力再編成」に対する諸団体・機関の思惑が絡み極めて複雑なものであったが²¹、その中でまず目を向けてみたいのは、過度経済力集中排除法の適用を受けた日本発送電株式会社と9配電会社が、それぞれ48年4月に持株会社整理委員会に提出した企業再編計画案である。というのも、この両案は、「再編成論議はこの日発、配電両案を機軸に鋭く対立」²²したといわれるように、当時の状況をみる上で重要な位置を占めていたからである。日本発送電株式会社の案は、①「日本電力株式会社」という民間会社を設立する、②同社が発送配電事業を一元的に管理する、

20) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、96ページ。

21) この動きについての整理及び検討は、橋川武郎『日本電力業の発展と松永安左衛門』（名古屋大学出版会、1995年2月）の第3章でなされているので、参照されたい。

22) 東北電力株式会社『東北地方電気事業史』（1960年5月）、523ページ。

③同社を監督する機関として「電気委員会」を設置する、というものであり²³⁾、これに対し、9配電会社の案は、①企業経営は民有民営とする、②発送電事業と配電事業とは一貫経営とする、③事業の全国一社的規模を排して、適性規模によるブロック別会社とする、というものであった²⁴⁾。すなわち、前者は国家管理的色彩の濃い民間会社による発送配電事業の一貫経営を想定しており、その意味で実質的な日本発送電株式会社存続案であったが、後者は、そのブロック別分割を前提にした民有民営発送配電事業の一貫経営案であり、その意味で9配電事業の民営化に近いものであった。両案は真っ向から対立するものであったが、そのいずれもが、電気事業公営化案の入る余地が全くないものであった。

次に、政府の対応をみると、時の芦田内閣は、48年4月30日、商工大臣の諮問機関として、東大教授大山松次郎次以下23名からなる電気事業民主化委員会を発足させ、その答申を重要な参考にして「電力再編成」に対する方針決定を行おうとした。その答申は同年10月1日に出されたが、一言でいえば、「日発と9配電会社の折衷妥協案」²⁵⁾であり、しがたってここでも電気事業公営化案は採用されなかった。すなわち、この審議過程における公営電気推進団体の再三の要請にもかかわらず、「電気事業民主化委員会委員会の最終答申には、配電事業の公営案を盛り込むことはできなかった」²⁶⁾のである。

さらに、「電力再編成」に実質的決定権限を有していたGHQの対応はどうであったか。同機関では、48年5月以降、アメリカ政府から派遣された5人のメンバーからなる集中排除審査委員会（いわゆる5人委員会）によって、過度経済力集中排除法の実施に伴う集中排除の妥当性の審査が行われていたが、このようななか、48年7月30日、31日の両日、「配電事業都市移管期成連絡委員会」が同機関に陳情にいき、次の回答を得ている。

23) 電気事業再編成史刊行会編、前掲書、194ページ参照。

24) 電気事業再編成史刊行会編、前掲書、211ページ参照。

25) 栗原東洋編、前掲書、382ページ。

26) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、114ページ。

①電気事業民主化委員会の結論を重視しない。また、電気事業の再編成は経済性、能率性だけで決定されるものではない。②電気事業の再編成はパーカー委員会（5人委員会）の決定にまつところが大きい。③GHQとしては公営案を有力なものとする。④公営案の具体的資料を提出すべきである²⁷⁾。これらから窺えるように、まだこの段階では、GHQの方針も確たるものではなかったといえる。しかしながら、49年5月頃になると、5人委員会のパーカー委員が非公式で政府にいわゆる7ブロック分割案（日本発送電株式会社を、北海道、東北、関東、関西〔中部、北陸を含む〕、中国、四国に分割しようとする案）を伝えたことによって、同機関の基本的立場は明確になった。「5人委員会のパーカー委員から24年〔1949年……引用者〕5月に示された『7分割案』には、配電公営についての考慮がなかった」²⁸⁾のである。その案は、限りなく9配電会社の案に近いものであった。

このように、いずれの機関・団体の対応も電気事業公営化運動にとっては非常に厳しいものであり、それゆえ状況打開のためには、この運動内部の対立を当面凍結させ、とりわけ発送電事業を県営にするか否かをめぐる地域間対立の表面化を押え、大同団結するしかなかったのである。49年9月に結成された「配電事業公営期成連合会」の確認事項に、「対象とする事業は当面配電事業に限るものとし発電については第二段とする」²⁹⁾という一文、及び「府県と他の所在都市との調整については当該都市との間に於て適当に調整することとし、いやしくも利害不一致をもって争うことはなきこととす」³⁰⁾という一文が盛り込まれたのは、まさしくこの運動のかかる危機的状況打開のための効果的対応を意図したものであった。

いずれにせよ、この点の検討を通して確認しておきたいことは次のことである。すなわち、岩手県は、東京都に端を発する電気事業公営化運動に

27) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、108ページ。

28) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、124ページ。

29) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、115ページ。

30) 公営電気復元運動史編集委員会編、前掲書、115ページ。

強い影響を受け、やがて1948年段階で多くの県とともに配電事業公営化運動に名を連ねるに至ったが、それは自県の運動を効果的に推進するためのいわば便宜的選択であり、やはり根本的には、発送電事業を含む電力事業全般を県営化するところにあつたのではないかということである。

そのことは、次にみるように、同県が発表した「県営電気事業計画」が、「岩手モンロー主義」とも呼ばれた強い地元志向的特徴をもっていたことにも裏付けられていたといえる。

2. 「県営電気事業計画」の特徴

岩手県の「県営電気業計画」の主要な特徴を浮き彫りにする手懸かりを、初代公選知事国分謙吉が1947（昭和22）年10月20日に県議会において行った施政方針演説に求めてみよう³¹⁾。その演説から「県営電気事業計画」に言及した部分を取り出し要約してみると、次のようである³²⁾（「」内は直接の発言部分である）。

- ①県内の電力需給が逼迫しているため、今後県内の発電力を増大する必要がある。しかし、「発電力を増大し、その分の電力使用を本県内で低廉豊富にする方策は、既存の日発〔日本発送電株式会社……引用者〕と東北配電〔東北配電株式会社……引用者〕による限り無理」である。既存の「送電線の全国一連性」では「東北地方で発電した電力が京浜地方に役立っている」からである。やはり、3～4年後に北上川流域5大ダムが完成すれば、砂防や河川改修などの諸事業が県の担当とならざるを得ないこともあり、これらの事業とあわせて発電事業も県営事業とすることが妥当である。

31) このようにするのは、これ以外に、この計画に関する文献・資料を入手しえなかったからである。

32) 以下の要約は、八木廉『岩手の開発に挑む ― 戦後の開発行政の歩み ―』（1993年5月）の中に収録されている国分知事の発言部分（62-64ページ）からのものである。

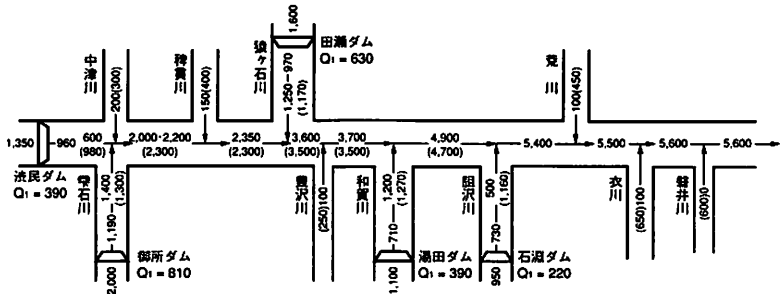
- ②財政事情の厳しい折に「発電所の新設を県営でやる考えを持つ事は危険な事」であるかもしれないが、戦前の他県の県営電気事業をみると、青森県や富山県などでは「一般会計繰り入れをする程度の収益をあげ」ており、「県財政将来の大きな財源ともなる」可能性がある。
- ③5大ダムに付随する発電所建設予定地点の水利権の帰属は定かでない状況にあるが、完成が近いことが予測される猿ヶ石川筋ダム地点と胆沢川筋ダム地点においても、「水利権を得、県が発電を經營することの具体的な支障はありません。その他のダム、即ち渋民村地内の北上川本流、雫石川、和賀川の三ダムについても現在発電事業の帰属が未定となっております」。
- ④1948年度から、調査機関として「県営電気事業調査会」を設置し、これによる3年間程度の継続調査を実施し、もし「県民の総意が県営による本事業に傾く場合には、……相当額を投じて断固これを遂行いたすべきだ」。
- ⑤当面は、「既に内務省で方針を確立している5洪水調整池」(5大ダム)の建設のために「県民の運動を集結していく」。
- ⑥この5大ダムは、「これが完了の後は洪水調整池として、或いは灌漑用水の水源として、高い公共性をもって水利の運用を図らねばならない」し、電源開発に関していえば、県内の鉄道電化、工場經營、そして農村電化に利用し得る」。

これらの中にみられる「県営電気事業計画」の一つの特徴は、この計画が「5大ダム」の完成を前提にして成立しているということである。したがって、この計画の早期実現のためにも、「5大ダム」の建設を国に「出来るだけ早く施行して貰う」ための県民運動が提唱されているのである。

では、「既に内務省で方針を確立している」とされる「5大ダム」とはどのようなものであったのか。実は、その建設計画は戦時中まで逆上る。1938(昭和13)年、内務省は、国の直轄事業として、北上川上流域の同川本流(渋民)、雫石川、猿ヶ石川、和賀川、胆沢川の5地点にダムを建設

する計画を発表した。その目的は、直接的には洪水対策であった。古くから、この流域は甚大な洪水被害を受け、その対策が大きな課題とされてきた³³⁾。とくに北上川下流の宮城県内では水流量は5570立方メートルであるが、上流部の岩手県では、例えば、1913（大正2）年8月に大洪水時には、一関に到達する最大流量は毎秒7700立方メートルにも達した。だが狐禅寺地点における狭窄部は兩岸に屹立する岩盤があるため、これを除去し疏通力を増加させることは極めて困難であった。そこで幹支河川の洪水流量を低減する方法を採用した改修計画がたてられたのである。この計画の中に登場したのが、「5大ダム」である。これらの築造によって、狐禅寺地点における狭窄部の最大流量毎秒7700立方メートルを5600立方メートルに低減させ、もって一関付近における洪水氾濫を防止しようとしたのである（その計画については、図-2参照）。同時に、これらのダムを活用して6万2900KW（最大出力）の発電を可能にし、さらに2270haの開墾に必要な灌漑水の供給を可能にしようとした³⁴⁾。つまり、洪水統制を中心としつつ、

図-2 北上川上流計画高水流量（1941年2月決定、 m^3/sec ）



(注) 幹川 () 内は当初計画, 幹支線 () 内は自体の最大流量, Q_1 は調節流量
 (資料) 佐藤源蔵「北上川物語 (I)」(『土木学会誌』1975年8月号), 87ページ。

33) このことについては、小川博三「北上洪水史の研究」(東北開発研究会『東北研究』1956年5月号)を参照されたい。

34) 建設省東北地方建設局『北上川百十年史』(1991年3月), 343ページ参照

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(上)

表-3 北上川上流5大ダム原計画(1941年2月)

名称	単位	北上川本流	雫石川	猿ヶ石川	和賀川	胆沢川	摘要
ダム名		洪民ダム	御所ダム	田瀬ダム	湯田ダム	若柳ダム	
ダム地点名		岩手郡 玉山村	岩手郡 雫石町	和賀郡 東和町	和賀郡 湯田町	胆沢郡 胆沢町	
ダム堤高	m	37.0	30.0	76.5	42.0	50.0	
満水位標高	m	191.50	176.30	210.00	259.00	320.00	
流域面積	km ²	1.149	635	740	365	154	
湛水面積	m ²	4,630,000	4,094,000	5,200,000	4,400,000	1,060,000	
計画高水流量	m ³ /sec	1,350	2,000	1,500	1,100	850	
調節高水流量	m ³ /sec	390	810	400	400	190	合計2,100m ³ /s 調整する
発電利用流量	m ³ /sec	40	40	30	28	15	最大使用水量のみを記す
最高放流流量	m ³ /sec	960	1,160	1,070	700	660	ダム地点、洪水流量となる
発電出力	KW	9,900	9,730	22,370	10,900	10,000	合計62,900KW (最大出力)
利用水深	m	19.5	16.3	26.0	19.0	20.0	
洪水調節	m	5.0	6.3	5.0	4.0	5.0	
発電利用	m	14.5	10.0	21.0	15.0	15.0	
調節水門	組数	6	5	7	6	4	
高さ	m	6.0	7.3	5.0	5.0	6.0	
幅	m	6.8	7.2	7.0	7.0	7.0	
総貯水量	万m ³	3,770	3,440	11,717	3,800	1,843	
有効貯水量	万m ³	3,550	3,290	8,736	3,429	1,414	
洪水貯水量	万m ³	1,860	2,032	2,374	1,460	483	
発電利用	万m ³	1,690	1,258	6,362	1,969	1,931	

(注) ダム地点名は現在町村名にした。

(資料) 佐藤源蔵「北上物語(Ⅰ)」(『土木学会誌』1975年8月号), 86ページ。

照。因みに、五大ダムがこのような機能を有することになったことについて、小出博は次のようにいう、「国土総合開発は第二次大戦後TVAの思想とともに、その構想がとりいれられたとみることもできるが、技術的な構想と基本的な計画は、すでに戦前も昭和のはじめ頃から…北上川流域などでちゃくちゃくと進められていた。はじめは、ダムをつくって洪水を調節し、下流の河川の負担を軽くしようという河川管理が主要な目的であって、発電や灌漑などに、ダムの水を利用しようということは、どこまでも副次的な目的でしかなかった。」(小出博編『日本資源読本』, 東洋経済新報社, 1958年4月, 19ページ)。

それに付随して発電、灌漑も行おうとするものだったのである（これらの概要については表-3参照）。

同時に、この計画が軍事目的に沿ったものであったことも看過すべきではない。1938（昭和13）年といえば、前年9月の盧溝橋事件の勃発を境に、我が国がそれまでの「準戦時体制」から「戦時体制」に移行したともいわれる年である。このような時局に鑑みれば、『戦時版・河北年鑑』のいうように、この計画の「中心的な課題は高度国防国家体制を完備するに外国依存の原料を使わずに最も安価な天然の資源を生かして而も効果をより大きく生かすところにあ」り、とくに「船腹の不足、レールの飽和状態から来る送難が決定的な国家総力となっている秋河を利用する輸送の力が今日程大きく評價されることがない」ことから、この北上川の「総合計画は上流を工業地帯化することによって輸送を円滑化し、高度国防産業、文化を建設せんとするところにある」のであった³⁵⁾。

この計画は、1941（昭和16）年、20カ年計画としてスタートし、まず五カ所のうちの猿ヶ石川・田瀬ダムが着工された。また胆沢川・石炭ダムの調査も行われた。田瀬ダムが先行したのは、軍事目的からであった。すなわち、海軍が必要としていた航空燃料イソオクタンを、無尽蔵と言われる大船渡地域の石灰石と、猿ヶ石川田瀬ダムを利用した水力発電所より送電する電力とを組み合わせる製造しようとするのが意図されていたのである³⁶⁾。

だが、戦争激化に伴い、この計画はストップした。猿ヶ石川・田瀬ダム

35) 『戦時版・河北年鑑』（1941年10月）、17ページ。

36) このことに関しては、佐藤源蔵「北上川物語（I）」（『土木学会誌』1975年8月号）において詳しい記述がなされている。それによれば、「鐘紡の金子氏（鐘実化工の創立者）が海軍をバックにして『岩手県大船渡町（現在の大船渡市）に高オクタン価のガソリン（イソオクタン）工場をつくりたい。それには、原料としての石灰石は大船渡付近で得られるが、もう一つの原料である多量の電力が得られないので北上川上流改修計画の5大ダムにより得られる電力をもらいたい。要は海軍省と内務省の合作によりこれを完成させたい』ということであった」（82ページ）という。

は、基礎掘削を行い、堤体コンクリートの一部打設を開始した段階で、重要資材の入手難により1944年8月に、つまり終戦1年前に工事中止となったのである³⁷⁾。

さて、このような経緯のあった計画を、戦後再び推進しようというのが岩手県のねらいであった。むろん、そうはいっても、15年戦争時に計画され一部実施に移された軍事的色彩を帯びた計画をそのまま利用しようとしたわけではない。それは、終戦とともに推進されていた非軍事化・民主化政策の影響を強く受け、上の引用文中にもあるように「高い公共性」をもって利用しようとしていたのである。また、終戦直後からの「電力危機」を反映して、「県内の鉄道電化、工場経営、そして農村電化に利用」することを重視していたのである。

岩手県においては、終戦直後からこの「5大ダム」に再着工させるための政府への働きかけが再三なされ、またそのための運動も活発化した。例えば、終戦から3カ月後の1945年11月時点で、当時の山内知事が政府に「工事を中止していた北上川の改修工事を全面的に復活するよう強く働きかけ」³⁸⁾、また46年7月には、「北上川筋関係市町村長代表93名が参集、中止状態に陥っている本県懸案事項たる北上川治水工事既定計画の再開について挙県一致内務省ほか関係筋に陳情することに決定」³⁹⁾した。このような運動の盛り上がり背景に、初代公選知事が発送配電事業のすべてを岩手県単独で行おうとする姿勢を鮮明にしたことは想像に難くない。

ところで、知事のこのような姿勢は「岩手モンロー主義」といわれた⁴⁰⁾。自県の資源は極力自県内で利用しようとする地元志向的姿勢を端

37) 中止に至るまでの動きについては、佐藤源蔵、前掲論文、83-85ページを参照されたい。

38) 八木廉、前掲書、47ページ。

39) 「岩手日報」1946年7月9日。

40) このことばは、いつ、だれが命名したかは定かではないが、1947年10月21日の「岩手日報」は、国分知事が県議会において「私を百姓知事というのは人によっては見識の狭い岩手モンロー主義を冠しているようにも考えられる。しかし私は国際的な日本であること、いわんや岩手県が日本の一地方ノ

的に言い表わしたことはであったが、知事が当時そのような姿勢を示したのには、それなりの歴史的な背景・事情があったといわねばならない。それは、電力に関していえば、「ファッション的な電力国営により、東北唯一の利点である安い電力料金が全国均等にされ」⁴¹⁾ たということ、上の引用文中でみれば、電力国家管理による「送電線の全国一連性」によって「東北地方で発電した電力が京浜地方に役立っている」ということであった。その意味で、まさしく「電力についても東北の怨みは深い」⁴²⁾ のであった。そして、このような「怨み」は、同県の「貧しさ」と密接に結びついていた。周知のように、岩手県の「貧しさ」は戦前から定評のあるところであり、例えば1948年時点でも、人口一人当りの分配所得では(表-4)、全国平均を100とすれば、同県は全国最低レベルの62であった(因みに、東京は208)。さらに、地方財政基盤の脆弱さ、地域教育施設の整備の遅れ、全国・東北で最下位にある上級学校への進学率、全国一高い乳児死亡率、全国で最も多い無点灯戸数等々⁴³⁾、当時の貧困の例示には事欠かない状況

表-4 所得水準比較(1948年度, 1949年度)

	年度	分配県民所得	一人当り所得	県民所得水準指標
全 国	1948年	2,164,500 <small>百万円</small>	26,983 <small>円</small>	100
	1949年	2,984,991	36,416	100
東 北	1948年	148,519	17,169	64
	1949年	207,910	23,340	64
岩 手	1948年	17,576	13,580	50
	1949年	29,936	22,593	62

(資料) 岩手県教育研究会『岩手の総合開発』(1952年10月), 37ページ。

、であってわが民俗社会の基本的な動きの中に生成発展していることを充分に意識しているつもりである」と述べたことについて、「岩手モンロー主義排す」という見出しで報道している。

41) 「河北新報」1951年1月21日。

42) 総合研究開発機構『新聞にみる社会資本整備の歴史的変遷 — 昭和期 — 』(日本経済評論社, 1989年1月), 185ページ。

43) これらのことについては、岩手教育研究所『岩手の総合開発』(1952年10月), 33-69ページを参照されたい。

にあった。何よりも、かの「娘の身売り」が戦後かなり後まで絶えなかったのである⁴⁴⁾。要するに、このような「貧しさ」を背景とする反中央的姿勢こそ「岩手モンロー主義」となってあらわれ、「県営電気事業計画」にも反映したものであった。このこともこの計画の一つの大きな特徴であったといえる。

尚、本節冒頭に引用・要約した③箇所において、岩手県知事が、5大ダムに付随する電源開発地点の水利権の岩手県への帰属を「水利権を得、県が発電を經營することの具体的支障はありません」と楽観視しているが、このことも、地方自治の拡充に伴って地方の台頭が顕著になった当時の状況を反映していることに留意しておく必要があろう。河川の管理権限を共有していた知事と内務大臣の力関係が、前者では民選知事の出現とともに強まり、後者では内務省の解体がほぼ日程にのぼっているなかで弱まっていたからである⁴⁵⁾。

44) 「岩手日報」1952年4月23日。「娘の身売り」は、周知のように1934(昭和9)年に東北地方を襲った凶作による貧困の代名詞ともされてきた。この問題も含めて、当時の岩手県の悲惨な状況については、さしあたり、早坂啓三編『北上山地の山かげから』(三省堂、1984年7月)140-148ページを参照されたい。

45) このことに関しては、若干の補足説明を必要としよう。水利権とは「公水、ことに河川の水を灌漑・発電・水道などの一定の目的のために継続的・排他的に使用する権利」(三省堂『大辞林』)であり、河川の管理権限と一体化したものであったが、その管理権限は「河川ノ管理」を定めた河川法(明治29年成立)第6条において「河川ハ地方行政廳ニ於テ其ノ管内に係ル部分ヲ管理スヘシ但シ主務大臣カ自ラ河川ニ關スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府縣ノ利益ヲ保全スル為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代之ヲ管理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得」とされていた。すなわち、複数県での利害対立が深刻化し「主務大臣」である内務大臣の調整を必要とするような場合を除けば、河川の管理権限は「地方行政廳」の長官である知事であるとされていた。しかしながら留意せねばならないのは、ここで想定されている知事とは内務大臣が任命する知事であり、それゆえ知事と内務大臣との間の意志決定に大きな乖離が存在しないことが前提にされているということである。ということは、逆にいえば、内務大臣による知事任命制がなくなれば、上のような規定がそのまま適用できなくなるということである。実際、河川の「管理面において、戦後の地方制度改革によって、河川管理者が地方長官としての知事から公選知事に變化したことから、建設省ノ

3. 北上川流域総合開発計画の浮上と「県営電気事業計画」

次に、「県営電気事業計画」のその後の展開、とくに1949年前半までの展開をみておこう。これは、1949年後半に、東北興業株式会社が「県営電気事業計画」の継承に乗り出した動機的一端を明らかにする上で重要である。この作業は、この計画を含む北上川改修計画が、戦時中のそれに改訂が加えられる中で、経済安定本部が立案していたTVA型開発構想に組みこまれていった49年前半までの経緯を辿る作業を通して行うことが好都合であろう。というのも、このような経緯を経た49年前半までに、「県営電気事業計画」の内容には一定の変化がみられたからである。

北上川改修計画がこのような経緯を辿ることになった直接的契機は、47年秋、48年秋と連続して、北上川同流域が台風に甚大な洪水被害を被ったことにあった。そこでまず、当時の状況をみてみよう。

1947年9月12日から16日にかけて、日本列島は台風（カスリン台風、あるいはキャサリン台風と呼ばれた）による豪雨に見舞われた。全国各地の河川は氾濫し、出水による被害は、関東、東北地方を中心に甚大なものであった。北上川も猛烈な増水を招き、とくにそれまでも大きな問題となっていた狐禅寺付近の狭窄部地点においては、水位が明治以来の最高を記録し⁴⁶⁾、最大流量が毎秒9千立方メートルにも達し、当該河川流域での死者は168名にも及んだ⁴⁷⁾。さらにこの台風のちょうど1年後の1948年9月16

↘〔1947年12月までは内務省……引用者〕と都道府県の権限配分において、戦前の管理体系とは異なった政策体系が必要（牧原出『『協議』の研究（一）— 官僚制における水平的調整の分析 —』、『国家学会雑誌』第107巻第1・2号、133-134ページ）となっていたのである。岩手県の初代公選知事による上の如き発言は、このような状況の中でなされたのである。

46) 1947年のアイオン台風時における狐禅寺地点の水位は、27.6mに達したが、これは1904（明治37）年の観測以来最高であるという（小川博三、前掲論文、36-37ページ参照）。

47) この死者の数は、東北興業株式会社「北上川水系の利用価値と之が総合開発計画の要点」（東北開発研究会編『東北研究』1951年第1巻第3号）の4ページに掲載のデータによる。アイオン台風による死者546人も同じ。因

日-17日には、北上川全流域は、またもや猛烈な台風（「アイオン台風」とよばれた）の襲来を受けた。その被害は、実に死者546名にも及んだ。とくに磐井川の欠壊による「一関周辺の惨状は目をおおわせるもの」⁴⁸⁾であった。

この2度にわたる洪水被害は、まさしく未曾有の大被害であった。それは死者の数の多さからも窺えるが、その他、農林水産業の被害をみても明らかであった。例えば、1935-50年の15年間における岩手県の農林水産業の水害被害総額の80%近くを、47、48年の2年だけで占めていたのである。（表-5参照）。

被害がこのように甚大になったのは「出水の出足が非常に早かった」からであったが、そうなった背景には、何ととっても、戦時中及び終戦直後の木材濫伐による山林の荒廃⁴⁹⁾、及び戦時中の「時局の影響で……全般的

に、1947年の9月17日の「岩手日報」は、「キャサリン台風大暴れ」という見出しのもとに、一関周辺の台風時の様子を次のように伝えている。「ゆうべ失ったわが子の行方を案じて狂うようにわめく母、そして途方もない方向の他家の屋根で父母を求めて泣き叫ぶ子供、突然の猛威にただぼう然としてあたりをながめている老人、飲料水を求めて泣きわめく子供、岸辺にたたきつけられた稲の穂を手にわが汗の結晶である水田——いまは濁流の底深く沈む水田をながめて悲嘆にくれる老夫婦、樹の幹高くたたきつけられた白うさぎの死がい、上流から流れてくるタンヌ、ナガモチも外目にただぼう然として屋根の上にたたずんでいる人々の放心状態——大自然の猛威は土地と家財とそして人の心を一夜にして奪い去ったのだ」。

- 48) 9月17日の台風時における一関の様子を、「岩手日報」1948年9月18日は、「一関、泥沼に孤立無援 アイオン台風」という見出しで、「目下のところ鉄道が不通で県および隣県の来援もなく市内は飯米欠乏、電燈も水もなく恐怖のうちに迫り来る飢饉と寒さの夜に戦っている。市内に残存する家屋はほとんど満足なものとはなく想像以上の惨状を呈している。北上川は刻々増水、17日午後2時水位は市の中心地主外付近で5尺7寸、流水は幾分緩慢になったが減水の兆候は見えない。まだたき出しと、衛生援護も全然なく街路に横たわる死体の取片づけも出来ない状態である」と報道している。
- 49) 岩手県内でみると、各地とも降水量はそれまでの最高記録には達していないものの、流れに沿っていくほど水位が高くなっていったのである。その原因の一つは戦時中及び終戦直後の木材の濫伐・過伐による山林の荒廃にあったといわれる。岩手県の木材伐採量をみると、1932（昭和7）年-1934（昭和9）年で390万6千石であったが、戦争末期の1942（昭和17）年-1945（昭和19）年には517万2千石になり、さらに終戦直後もエネルギー不足や住/

表-5 1935年-50年における風水害による農林水産額被害額（1949年換算額）

単位：千円，%

年 産業	1935-50年		1947年		1948年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
合計	9,867,064	100.0	3,734,946	37.9	3,487,959	35.3
農業	5,045,222	100.0	1,524,033	30.2	1,049,015	20.7
林業	1,871,534	100.0	1,496,305	79.9	237,659	12.6
水産業	2,950,308	100.0	714,608	24.2	2,201,285	74.6

（資料）岩手総合研究所『岩手の総合開発』（1952年10月），49ページより作成。

に河川は荒廃の一途を辿ってい」⁵⁰⁾ たことからくる河川整備の遅れという事情があった。

かくて、ある意味では当然の如く、同流域のこのような災禍が大きな社会問題となり、政府もその対策に乗り出さなければならなくなった。その対策をカサリン台風後からみてみると、政府は、47年11月には、内務大臣を長とする「治水調査会」を発足させ、具体的対策案の策定を北上川上流統合事務所に担当させた⁵¹⁾。対策案の策定に際しての最大の課題は、毎秒9千立法メートルにも達した狐禅寺付近の狭窄部地点における水位をどのようにして低めるかということであり、その点で、毎秒7千700立法メートルを最高水位として戦時中に立案された北上川改修計画をどのように改めるかということであった。

同事務所による対策案は、1948年秋（のアイオン台風襲来の直前頃）には一応出来上がった。その骨組みは、①本流と支流に設置する5カ所のダムの一部について設置場所を変え、また設計規模を変更する、②宮城県との県境における狭窄部を掘削する、③ダムによって流水を調節するほか衣川村に流水を調節する遊水池を設置する、④計画期間は48年から15年、総

＼宅の払底などで、1945（昭和20）年-1947（昭和22）年には837万4千石にもなっていたのである。（この数値は「岩手日報」1947年10月1日による）。

50) 建設省河川局監修・全国河川総合開発促進期成同盟会編『日本の多目的ダム』（1963年5月），6ページ。

51) 八木廉，前掲書，48ページ。

工事費は180億円を要する、というものであった⁵²⁾。戦時版・北上川改修計画と較べれば、5大ダムの規模がすべて大きくなっていったこと、また浜民村に建設する予定だったダムを盛岡市滝沢村四十四部落に移したことが大きな特徴であった。いうまでもなく、狐禅寺付近における洪水時の水位を低下させるための工夫であった。このプランは、アイオン台風による北上川流域の被害が大きな社会問題化したことによって、その実現がさらに急がれることになった。

一方、アイオン台風到来後、岩手県や北上川流域の洪水対策を要求する動きも、それまで以上に活発化した。岩手県は、関係各省の現地調査を求め、その被害施設の復旧と北上川の河川改修の促進、とくに支流胆沢川の石淵ダム、猿ヶ石川の田瀬ダムの建設促進について県をあげて強く要請した。また、岩手県選出の国会議員は党派を超えて結集して『岩手会』を結成し、県と一体になって水害応急対策と北上川改修工事の予算確保のために、関係機関と折衝を重ねた⁵³⁾。10月28日には、宮城県登米町において、岩手宮城両県の軍政部、知事、土木部長、県議会代表、建設省課長、東北建設局長、北上川流域市町村住民約500名が参加して、「北上川根本治水対策確立大公聴会」が開かれ、北上川治水促進には一致して、政府にあたるものが決議された⁵⁴⁾。同月31日には、一関市において、国会「岩手会」、運輸相、建設省、社会党書記長、民主党幹事長、県各界代表、水害地代表などを迎え、1500名が参加して岩手県水害復興対策県民大会・水害復興会議結成大会が行われ、全額国庫補助による災害復旧の実施や根本的な治山治水対策などを求める決議を採択している⁵⁵⁾。

1949年2月には、北上川上流総合事務所によって先の案を受け継いだかたちの北上川改修計画案が作成された。因みに、この案は後の北上川流域を対象とした特定地域総合開発計画の原案となったものである。こうして、

52) 「岩手日報」1948年9月16日。

53) 八木廉、前掲書、48ページ。

54) 「岩手日報」1948年11月1日。

55) 「岩手日報」1948年11月1日。

残された作業は、建設費確保のための「大蔵省と折衝の段取り」だけとなった⁵⁶⁾。

ところで、このような動きの中で、政府の対応には一定の変化がみられた。この新たな北上川改修計画案を、それまで経済安定本部が立案・構想してきた開発プランの中に組み込もうとしたことである。その経緯を辿ってみよう。

よく知られているように、経済安定本部の開発プランの端緒は、同機関が設立(1947年12月)される1年ほど前のエドワード・アッカーマン(GHQ天然資源部技術顧問)の新聞談話(46年11月)にあった。この中で彼は「資源の有効利用を図れば日本の将来は明るい」と述べるとともに、資源開発を推進すべく「日本は整備された計画機関を持つ必要があるという見解を述べた」⁵⁷⁾が、この談話に感化された外務省筋の大来左武郎など数人が、その後、アッカーマンと頻繁に交渉しながら、資源開発推進機関とされる資源調査会の設置の準備を進めていったといわれる⁵⁸⁾。1947年4

56) 「岩手日報」1949年1月28日。

57) 「資源委員会設立に関する総司令部交渉経過(一) 官房調査課長 昭和22, 10, 10」, 総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部戦後経済政策資料 第3巻 経済一般・経済政策(3)』(1994年6月), 228ページ。因みに、この談話がどれほど社会的にインパクトが大きかったかは、例えば、小出博が「戦後における日本の資源問題は、この談話をきっかけにして、大きく展開したことは否定できないと思う。そして、資源問題がこれほど身ぢかな現実の問題として、国民の生活に切実に結びついたことも、かつてなかったといえるのではなからうか」(小出博編『日本資源読本』, 東洋経済新報社, 1958年4月, 11ページ)と述べていること、あるいは、科学技術庁資源調査会編『日本の資源問題 <上>』が「指摘されたところがいかに適切だったか知らされる」(1961年, 28ページ)としていることから窺える。もっとも、アッカーマンがこのような発言の意図が奈辺にあったかは十分に検討されねばならない。岡田知弘は、彼の後の発言文書なども検討した上で、「アッカーマンは一貫して、社会主義封じ込めのために日本を『極東の工場』にしようという『アメリカの目的』の達成を第一に位置づけた、日本の国土と資源の開発を構想していたといっただろう」(岡田知弘, 前掲書, 269ページ)としている。

58) 「資源委員会設立に関する総司令部交渉経過(一) 官房調査課長 昭和22, 10, 10」総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編, 前掲書, 228ページ。

月には12の部会から構成される資源調査会の設置案が出されたが、その中の「利水部会」についてみると、設置目的が「水の総合的利用の研究、治水、灌漑、舟運、発電工業及都市用水等各種の総合化と各種計画の調整を目的とする」⁵⁹⁾とされており、ダム建設による河川流域多目的（総合）開発構想＝TVA型開発構想が輪郭をあらわしており、この構想を組み込んで資源開発を展開しようとしている様子が窺われる。このような動きは、経済安定本部が恒久機関化（1947年5月）して内務省から国土計画策定の事務が移管され、さらに同機関の資源調査課長に大来左武郎が就任する中で加速化し⁶⁰⁾、同年12月に資源調査会設置をみるに至っている⁶¹⁾。

ところで、このような動きと、当時の日本の最重点的経済政策であった傾斜生産方式との関連如何。端的にいえば、これらは密接な関連を有しており、このような動きが急ピッチで進められたのも、この政策を安定的に推進するためであったといっても過言ではない⁶²⁾。というのも、この政策の中軸に位置する鉄鋼産業が深刻なエネルギー不足に襲われ、早急にTVA型開発構想を進めて電力資源を確保する必要に迫られていたからである。因みに、鉄鋼産業がおかれていた状況を一瞥してみると、「電力割当の実施に入った昭和22（1947……引用者）年度第4・4半期は供給力における火力発電用石炭の不足と、渇水による水力発電所の出力減退と需要面における燃料の総合対策の不円滑とにより、十分な安定を図りえず、産業面では、特に大口電力使用中では鉄鋼関係の産業に打撃を与え、小口電力

59) 「資源委員会（仮称）設立趣旨（案） 昭和22，4，10」，総合研究開発機構（NIRA）戦後経済政策資料研究会編，前掲書，219ページ。

60) 「資源委員会の設立は22年5月の経済安定本部の恒久化の頃から、同本部の当時の大来調査課長が中心に推進してはじまった」（西水孜郎『国土計画の経過と課題』，大明堂，1975年5月，20ページ）といわれるように、資源委員会設立に際しての大来左武郎の果たした役割は大きかった。

61) このような経過の詳細については、佐藤竺，前掲書，44-45ページ，及び西水孜郎，前掲書，20-21ページを参照されたい。

62) そのことは、資源委員会の役割が「経済安定のための緊急な施策に関する経済計画の樹立に必要な、資源の有効且つ総合的な利用に関し、その基礎資料を蒐収整理し、調査審議し、これに基づいて、経済安定本部に対し必要な報告及び勧告を行うものとする」とされたことにも窺われる。

使用者は操業不能な工場多く、……」⁶³⁾ という状況であった。それゆえ、1947年10月、政府は、エネルギー部門では、それまでの石炭に加えて電力も傾斜生産方式に加え、大規模電源開発を推進しようとしたのである。この大規模電源開発の候補地探しが、経済安定本部の資源調査会に期待されたことはいうまでもない。かくて、経済安定本部は、京浜に最も近い大規模水力発電所建設地点として只見川流域をクローズアップした。そしてこれを国家プロジェクトとして社会的認知させるべく国土総合開発法の制定に取り掛かろうとしたのである。この間の複雑な経緯については、佐藤竺の一文を引用して確認しておきたい。すなわち、「21年（1946年……引用者）9月にはじまる傾斜生産方式は、既成地帯の工業をいかに急速に復活させるかを命題としたが、そのための電源開発は石炭の増産とならんで重要な柱となった。そこで23年（1948年……引用者）には、京浜地帯への電力源として奥只見がクローズアップされてくる。この奥只見の開発については、すでに地元の福島県は22年以來とりあげてきていたが、安本でも、その頃、合衆国のTVA構想を国内で展開するための地点を物色中だったため、ここに注目することになったのである。そこで、安本は、ただちにこの奥只見の開発計画をたて、その資金的裏づけの計算を詰めていったが、当時の財政能力で十分やれるという確信が付き、やがて立法準備にとりかかった」⁶⁴⁾。

ところが、アイオン台風の襲来によって、上述のように、北上川流域の洪水被害が大きな社会問題となり、地元の運動もエスカレートし、さらにこのような動きに対応して建設省サイドの北上川改修計画も準備万端という状況になってくると、もはや政府も（むしろ経済安定本部も）、既定の方針を手直しせざるをえなくなり、それではこの際、TVA型開発構想の重点的推進地域を、只見川流域と北上川流域の二本立にして行こうという

63) 公益事業委員会事務局需給課編『電力事業再編成後における電力需給の全貌』（1951年4月）、7ページ。

64) 佐藤竺、前掲書、55-56ページ。

ことになっていった。この間の経緯について、当時、経済安定本部にいた財前直方をして「証言」させれば、

「戦後は相次いで日本列島を台風がおそい、その中でも大型のカスリン、アイオン台風等が北上川を襲い、大きな被害をもたらし、北上川の防災対策ということが大きく浮かび上がっており、政治的にも北上川を無視することが出来なくなり、いつの間にか北上川を何とかしなくてはならないということに発展していった」、「そこで只見川と北上川、この二つをとにかくやろうじゃないか、そこで只見川の場合には明らかにエネルギーを確保するという以外には何も無い。北上川の場合はやはり国土保全ということを中心にしてやろうということ、少なくとも我々立案にある程度参加したものの間では考えられていたわけです」⁶⁵⁾

ということになったのである。かくて、1949年4月には経済安定本部内に「総合国土開発審議会」が組織され、この二つの流域を、重点開発推進地域として、すなわち「特定地域」として指定し、それを制度的に保障すべく「国土総合開発法」制定の準備が開始されようとしていたのである。

そして、このような北上川流域の位置付けを最終確認するともいうべき「北上川総合開発調査会」(経済安定本部、商工省、農林省、建設省、日本発送電株式会社、東北配電株式会社、岩手県などで構成)が49年5月23日、花巻で開催された⁶⁶⁾。つまり、ここで、改訂版北上川改修計画が経済安定本部主導のTVA型開発構想に組み込まれたのである。その計画の骨子を再度確認しておけば、「一関狐禅寺における最大流量毎秒9000立法メートルを5大ダムによって7000立法メートルにカットする。ダム群より、最大10万3000kwを発電し、3555haの灌漑用水を供給すると約10万石の米の増産が可能である。併せて豊富な電力により工業を振興し、農村、家庭の電化を促進する」⁶⁷⁾ というものであった(計画流量については、図-3

65) 平記念事業会編『東北開発の歴史と展望』(1973年3月)、109ページ。

66) 「岩手日報」1947年5月24日。

67) 建設省東北地方建設局岩手工事事務所『日高見からイーハトーブへ——岩手の川と道・50年——』(1991年9月)、269ページ。

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(上)

後者においては、それらの電力を利用して、工業開発を推進する可能性を探ることが決められている⁶⁹⁾。そして、これらの調査機関による調査の推進もあって、1949年初めには、計画内容は、表-6及び図-4をみるように、極めてはっきりしたものとなっていた。その骨子を取り出してみると、県内の多くの河川流域での電源開発によって発電総量が20万kwにのぼるものと予測し、これをもって臨海部の大船渡、久慈、宮古地区の窒素肥料工場、電気冶金工場などに供給するとともに、県内全域に送電し、もって

表-6 岩手県営電気事業計画の概要(1949年1月時点)

単位：KW

発電地点と発電量		重点的電力供給地点	
北上川改修関係	北上川滝沢	9890	(1)大船渡工場 ・燐酸製造…年産10万トン ・石灰窒素…年産3万トン ・その他アセチレンの誘導体製造 (2)久慈工場地帯 ・電気製鉄…年産3万トン (3)宮古工場地帯 ・稼働注の大同製鉄、東亜鉄工への電力供給
	雫石川繫	9,920	
	猿ヶ石川谷内	28,950	
	猿ヶ石川矢沢	11,000	
	和賀川湯田	11,910	
久慈川河川統制関係	胆沢川若柳	10,380	
	久慈川沼袋	3,000	
特殊地域開発関係	久慈川山口	7,000	
	安家川松林	2,720	
	安家川川口	1,360	
岩手山麓開発関係	安家川下安家	8500	
	丹藤川批把	31,000	
	丹藤川滝	24,000	
	丹藤川野原	4,600	
丹藤川流域変更	丹藤川厨川	9,600	
	丹藤川大志田	22,620	
	丹藤川浅岸	5,100	
その他	丹藤川米内	4,900	
	盛川盛	1,100	
	気仙川越戸内	2,500	
計	気仙川小坪	5,500	
計		215,550	

(資料)「岩手日報」1949年1月26日の記事より作成。

69) 「岩手日報」1948年1月11日。

緯とともに計画発電量が多くなっていることである。これはいうまでもなく、「5大ダム」の建設規模が改訂されたことに合わせていったからである。第2に、「5大ダム」建設地点も含めて県内各地における電源開発推進地点の選定、肥料工業を中心とした電気化学工業の育成方針の明確化、重点的工業配備地域の設定などが、比較的短時間のうちになされていることである⁷¹⁾。

しかしながら、本章の2でみたように、当時進行中の「電力再編成」が1949年前半においても、電気事業公営化運動にはむしろ不利に展開しており、それゆえ、岩手県のこのようなプランが実行可能かどうか、極めて微妙になってきていたといえる。そこにまた、次にみるように、1949年後半には新たな動きがみられたのである。

4. 東北興業株式会社による「県営電気事業計画」の継承

1949年後半に入ると、岩手県の「県営電気事業計画」には新たな展開がみられた。“東北興業株式会社”が、この計画を岩手県に代って行おうとする姿勢を強め、独自のプランを作成したのである。

この動きについては、次章(四)でも言及するので重複を避け、ここでは、(i)そもそもこの会社はどのような会社で、とくに岩手県とはどのような関係にあったのか、(ii)同社が示したプランはどのようなものであったか、という2点についてのみごく簡単に言及しておきたい(同社が「県営電気事

71) 岩手県においてこのような対応が可能だったのは、実は、1947年3月以降、内務省国土局による県レベルの総合開発策定の指導があったからであった。佐藤竺によれば、同機関は、同年3月に、「地方計画策定基本要綱」を策定し、さらに同年4月に「地方計画策定要領」の提示及び「特殊地域の総合開発事業計画要綱」・「実施要綱」策定の指導を県に行ったが、これに対応して、「岩手県でも、23年〔1948年……引用者〕8月、秘書課が『岩手県総合開発事業計画』として、大船渡2町9村および安家1町2村の2地域について計画を作成し、別に『宮古・久慈地帯開発振興事業計画』と『電力開発需給計画』とをつけて新設間もない建設省に提出している」(佐藤竺、前掲書、47ページ)。

業計画」を代行しようとした動機についての詳細な検討は次章に譲る)。

(i)について。まず同社の設立時から終戦直後までの沿革をみながら、同社の姿を浮き彫りにしてみよう。同社は、1934(昭和9)年に東北地方を襲った大凶作を直接的契機として、1936(昭和11)年10月に、東北振興電力株式会社とともに設立された。同社の設立を定めた「東北興業株式会社法」によれば、同社は、「東北地方ノ振興ヲ図ル為同地方ニ於ケル殖産興業ヲ目的」(第1条)とし、とくに①肥料工業、その他電気化学工業、②水産及び鉱産の資源開発事業、③水面埋立事業、④農村工業、⑤その他東北振興に関する諸事業を直営もしくは投資・助成することになっていた(同法第10条)。同社に対する国の資金支援策は、二つの柱からなっていた。一つは、株主への配当支払い保証である。すなわち、同法第2条によって、1株50円で60万株(資本金にして3000万円)発行されることとされていた同社の株に対しては、「毎営業年度における配当し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の払い込みたる株金額に対し第三営業年度迄に在りては年百分の四、第四営業年度以降に在りては年百分の六の割合に達せざるときは政府は第十五営業年度迄に達せしむべき金額を補給すべし」(同法第26条)とされていた。つまり、仮に同社が業績不振に陥った場合でも、政府が同社設立3年目までは年4%、また4年目からは年6%の配当支払いを保証するというものであった。そして、その株の募集にあたっては、同社設立委員会の決定によって、東北6県内が優先されることになっていたから⁷²⁾、配当による利益の多くは東北6県内に還流することになっていた。実際、このような優遇措置が東北地方の関心を引き、同社の株は、設立時には、表-7をみるように、東北6県の県市町村・産業

72) 同社設立委員会は、すでに、「株主募集及び株式割当の実行に関する件」を発表し、その中で「募集すべき株式の割当」については、「資本金3千万円(1株50円)総株数60万株の中30万株(千五百万円)は東北地方六県に於いて引受け」ること、また「申込が公募額に超過したときは出来得る限り東北住民に対し優先して割当ること」などとしていた。東北開発株式会社『五十年の歩み』、57ページ参照。

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(上)

表-7 東北興業株式会社の県別所有株数 (1937年12月)

単位:株

内訳 県別	県市町村	産業組合	その他の団体	個人	合計	
					実数	構成比
宮城	57,140	18,775	7,210	8,735	91,860	15.3
福島	56,940	25,380	3,345	12,090	97,755	16.3
岩手	56,380	21,300	2,395	8,235	88,310	14.7
青森	59,070	17,935	3,065	3,725	83,795	14.0
山形	58,810	22,320	3,460	5,785	90,375	15.0
秋田	61,965	17,105	8,005	7,445	94,520	15.8
その他府県	-	-	5,810	47,575	53,385	8.9
合計	350,305	122,815	33,290	93,590	600,000	100.0

(資料) 東北開発株式会社『五十年の歩み』(1990年1月), 68ページより作成。

組合・個人などによって全体の90%以上が占められた。もう一つは、社債に対する元利保証である。これによって、金融機関による社債引受の安全性を確保しようとしたわけである。実際、その後の経過をみても、同社の社債は、日本興業銀行を中心とするシンジケート団によって次々に引受けられた。しかも、この社債は「払い込みたる株金額の五倍を限り東北興業債券を発行することを得」(同法第11条)とされていたから、つまり株金額の5倍にも及ぶ膨大な発行が認められていたから、例えば、同社にとっては旧社債の償還を新社債の発行によって行うことも可能であり、そうしたことも含めて同社にとっては事業展開のための資金の不足に悩まされることのないようなしくみになっていたのである。

だが、にもかかわらず、同社のその後の事業展開は、さまざまな深刻な問題の発生により決して順調なものではなかった。深刻な問題はまず事業開始時にあらわれた。同社の前途を大きく左右するものとして位置づけられていた「根幹事業」を放棄せざるをえなくなったからである。この「根幹事業」とは、上の上の①～⑤の事業のなかの①であった。それを「根幹事業」とし、しかもそれを同社の直営というかたちで推進することは、すでに法案の成立以前に一定の合意を得ていた。例えば、同法案の審議のた

めに政府が準備した「逐条説明」において「『肥料工業其ノ他電気化学工業』ハ本会社自カラ硫安年産5万屯、石灰窒素年産5万屯ノ製造ヲ為シ之ヲ東北地方ニ配給スル」⁷³⁾とされていたこと、また第69帝国議会における同法案の趣旨説明を行った松井春生（資源局長官）が「事業計画ガ、肥料工業ニ於キマシテハ可ナリ確實ナ計算ニナツテオリマス、肥料工業ハ大体3千万円ノ中デ、約半分位ヲ肥料工業ニ使イマス」⁷⁴⁾と述べ、投資金額まで具体化されていたことでも明らかであった。ところが、同社の事業活動の指針として策定された「東北振興第一期計画」（計画期間1937年度～1941年度）の1937年度予算では、当初予定されていた3724万円から2250万円へと大幅に減額され、しかも新規計画分としてはわずか1000万円程度しか計上されていなかったのである。これによって同事業の遂行が不可能となってしまったのである。その原因は、いうまでもなく、2・26事件を契機とする軍部勢力の台頭による軍事費関係予算の膨張（予算全体の50%をこえた）のあおりをうけたことにあった。

かくて、同社は方針転換を余儀なくされ、その後、国の軍事物資の動員要請に応えるかたちで①無水アルコールの製造、②養鶏飼料保税倉庫、③鰻の養殖、④物産の販売斡旋、⑤東北振興水産株式会社の設立、⑥漁船の貸付けといった事業を手初めに⁷⁵⁾、実にさまざまな事業と取り組まざるをえなくなっていった。終戦時までの事業展開をみると、事業分野は化学工業、機械工業、鉱産業、農林水産業などに広がり、22の直営工場と76の投資会社を抱えるまでにいたっていた。この中で、当然、国の資金支援も手厚いものになっていた。元利保証付社債の発行量をみると、1938（昭和13）年3500万円、40（昭和15）年1億1000万円、42（昭和17）年1億3000万円と膨張し、1943（昭和18）年には会社の発行限度額（資本金の約5倍）ま

73) 内閣東北振興事務局『第69回帝国議会 東北興業株式会社法案参考資料』所収。

74) 1936年5月12日「第69回帝国議会衆議院 東北興業株式会社法案外一件委員会議録（速記）第1回」、9ページ。

75) 東北開発株式会社『50年の歩み』（1990年1月）、66-67ページ。

で認められるに至っていた。配当補給金も、当初の550万円であったものが、1940年には850万円、さらに1943年には「社債と借入金の利子合計額」も含めたものへと広げられ、同じ43年には、ついに免税措置や政府出資（1000万円）まで認められた⁷⁶⁾。こうして、渡辺男二郎のいうように、まさしく「東北興業株式会社は、その本来の使命たる東北の事業を国防色に染め直して国防型東北振興事業をつづけて居た」⁷⁷⁾のである。

終戦とともに、同社は、連合国の経済民主化措置によって解体の危機に陥った。1946（昭和21）年8月には、健全経営を基準とする企業整備を意図した「会社経理応急措置法」が公布され、同社は特別経理会社に指定された。これによって、同社の投資会社は「旧勘定」に入れられて整理・処分されることになった。また46年9月には政府の財政援助に頼らない企業整備を意図した「政府財政援助制限法」が交付された。同法第3条で「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務はできない」とされていたから、社債の発行も事実上不可能となってしまった。つまり、最も重要な資金源が断たれてしまったわけである。かくて、同社は、終戦時の直営事業12を6に減らし、また投資会社79社を19社に減らし、経営規模を大幅に縮小しながら、かろうじて延命していた。

さて、以上が同社の終戦直後までの経緯であるが、この中での同社と岩手県の関係如何。

戦時期についていえば、同社の直営工場経営と投資を通じて活動によって発生した利益の多くは戦争目的のために動員・吸収されていったとはいえ、それでも、全国・東北地方の中でも資本蓄積の未熟さ故に国家資金依存度の大きかった岩手県の経済にとっての同社の役割は決して小さくはなかったのであり⁷⁸⁾、その点で緊密な関係にあったといえる。表-8は同社

76) 「河北新報」1986年8月28日の特集記事参照。

77) 渡辺男二郎『東北開発の展開とその資料』（1965年11月）、66ページ。

78) 岩手県経済の国家資金依存度が相対的に大きいことは、例えば、1947-49年度における分配所得に占める公共事業費依存度が、全国平均100、東北7県平均200に対して、岩手県が400近くになっていることにも示されている。

の設立時から1948年頃までの岩手県内での事業展開をみたものであるが、この過程で、同社の出資比率の多い会社で数百人規模の雇用がなされていることをみても、同社の経済的役割がかなり大きかったことが理解できよう。また、表-9は1936-44年における同社の東北6県内の県、市町村、その他に対する配当金支払い額をみたものであるが、これからは「県歳入

表-8 東北興業株式会社の岩手県における投資会社・直営工場

単位：千円

会社名	(a) 資本金	(b) 東北興業細 私込額	(b) (a) %	開始 年月	改廃 年月	事業	1946年度 生産能力	従業員	
投 資 会 社	東北電気製鉄	10,000	3,200	32.0	1937.12		石灰窯素 (前東北振興化学 K. K.) 低鋼鉄鉄 現東北振興化学K. K.	鉄 鉄 16,000 t 石灰窯素 9,000 t 炭化石灰 7,500 t	603
	東北精器	1,200	900	75.0	1938.9		電気器具 (前、盛岡精器製 作所)	1,554千円	219
	北日本機械	10,000	5,520	55.2	1937.8		車輛、鉱山機械 (前、岩手 鉄工所K. K.)	11,000千円	115
	東京製鋼所	2,000	75	3.7	1944年度	1946廢	鍛造	360千円	19
	東北毛織	3,100	2,720	87.7	1938.10	1947廢	毛織物 (前、東北振興織造 興業K. K.)	毛布 150,000米 氈地 155,000米	632
	岩手油脂工業	180	98	54.4	1940年度	1947廢	米類油	石蝕外 850疋	14
	東北食品加工	600	437	72.8	1945年度		畜産加工	ハ ム 12,000貫 ベーコン 3,000ヶ ソーセージ 30,000ヶ	13
	岩手振興木材	1,200	800	66.7	1946年度	1947廢	木材		
	岩手県地方木材	7,000	500	7.1	1944年度	1947解	木材		
	東北振興マツチ	2,200	1,200	54.5	1942年度		マツチ	14,400 t	383
	和賀仙人鉱山	1,000	50	5.0	1941年度		鉄鉱	15,000 t	90
	岩手繁栄鉱山	15,400	700	4.5	1938年度		石灰、粘土、煉瓦 (岩手炭 鉱鉄道K. K. と称した)	耐火煉瓦 8,400 t 石 炭 36,000 t	436
	岩手鉱業輸送	1,000	300	30.0	1939.2	1942.5合	岩手繁栄鉱山に合併		
	岩手採炭	800	400	50.0	1944年度	1946廢	亜炭	10,000 t	60
岩手開発鉄道	80,000	500	0.6	1939年度		運輸		11	
直 営 工 場	大曾屋鉱業所		96		1940年度	1944解	マンガン鉱	26 t	?
	八鉢鉱業所		640		1938年度	1944解	金・銀・銅	510 t	?
	大槌アルギン		550		1939年度	1947解	アルギン酸	60 t	?

(資料) 東北興業株式会社『東北興業株式会社の経営実績および地方財政におよぼした影響』(1956年8月)より作成。

↘ (岩手県教育研究所, 前掲書, 59ページ参照)。

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(1)

表-9 東北興業株式会社配当金年度別内訳

(単位 千円)

区 分	1936年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	合 計
東北 6 県	70	150	264	622	797	960	960	1,099	1,251	6,175
6 県内市町村	11	23	40	89	113	137	137	137	137	824
そ の 他	61	127	224	460	584	703	703	702	701	4,265
合 計	144	300	528	1,171	1,494	1,800	1,800	1,938	2,089	11,264

(資料) 東北興業株式会社『東北興業株式会社の経営実績および地方財政に及ぼした影響(Ⅱ)』(1956年3月), 116ページ。

となったものは6173千円, 市町村歳入となったものは824千円であって、ともに地方財政(財産収入)をうるおした⁷⁹⁾ことがみてとれるわけであり, したがって, 岩手県にかなりの経済的メリットを与えたことがみてとれる⁸⁰⁾。いずれにせよ, さまざまなかたちで国家資金を供給する太いパイプの役割を果たす同社の存在は, 岩手県にとっては「貴重」なものであったといえる。それゆえ, 終戦後, 同社が, 特別経理会社に指定され, 同社の岩手県内工場の大半が切り捨てられようとしたとき, 岩手県は東北他県とともに猛反対したのである⁸¹⁾。

79) 東北興業株式会社『東北興業株式会社の経営実績および地方財政に及ぼした影響』, 1956年3月, 116-117ページ。

80) その他, 同社の岩手県へ及ぼした経済効果は多々あったと思われる。例えば, 岩手県も含めた東北7県の1937(昭和12)年~1942(昭和17)年の工業の伸びも, 対全国比で, 工場数で5.8%→9.6%, 従業者数で4.9%→9.2%, 製品出荷額で3.8%→4.8%となっていた(東北電力株式会社『東北地方電気事業史』(1960年5月), 962ページ。原データは工場統計表による)。因みに, こうしたことから, 東北興業株式会社『五十年の歩み』も, 終戦時までの同社の評価について「工業を中心とした振興を目標にした当初の目的は, 十分とはいえないまでも果たすことができたといえよう」(109ページ)としている。

81) 同社が特別経理会社に指定されれば, 同社が投資していた会社のほとんどが旧勘定に入れられ整理されることにならざるをえなかった。したがって, 岩手県を含めて, 東北地方はその指定除外を求めて, 1946年8月から9月にかけて次のような運動を展開した(以下は, 東北興業株式会社『五十年の歩み』, 134-135ページより)。

- ・ 8月……東北地方行政事務局長官ほか6県知事より特経除外陳情。
- ・ 9月1日……49関係会社より特経除外陳情。↗

さて、1949年後半に、同社が独自に北上川流域での電源開発プランを策定した後の同社と岩手県との関係はどうであったかといえ、端的にいえば一層緊密になったといえる。それは、岩手県が、同社の立案したプランに賛成する立場にたち、発電所建設地点の水利権を同社に許可しようとしたことにあらわれていた。すなわち、1950（昭和25）年1月23日、岩手県知事は同社総裁に「県内開発促進上有効適切なるものと認め、猿ヶ石川・胆沢川をふくむ15地点、ほかにその特別の事情なきかぎり北上川水系の発電に関するもの」についての「地域開発を貴社にお任せします」⁸²⁾ という公文を寄せたが、このことは岩手県の「県営電気事業計画」を同社に継承・代行させることを認めるということの意味したのである。岩手県がこのような行動をとった理由は、次のように考えられる。第1に、ある意味では当然であるが、以下にみる同社のプランが、岩手県のプランに類似したものであったことである（それは、「岩手モンロー主義」とも共通する地元志向性を強くもつ自家発電プランであった）。第2に、政府が、同社のプランをバックアップする姿勢をみせていたことから、発電所建設の財源調達が容易になると判断したことである。政府の姿勢は、例えば、同年11月18日に、衆議院予算委員会において建設大臣益谷秀次が「東北興業は、東北の振興を目的として作った会社であります。しかして北上川の総合開発を計画しておりますが、政府においては、同社の創立の趣旨に沿ってまいりたい所存である」⁸³⁾ と述べたこと、さらに11月19日に、同委員会に

〱・9月……東北6県選出衆議院議員12名より大村内相あて特経除外指定の決議を提出。

- ・9月……秋田県知事、秋田県町村長会長、その他東北地方行政事務局長官、各県知事、県会議員議長より特経除外の電報陳情。
- ・9月2日……東北6県議長より吉田首相あて解散反対に関する陳情。
- ・9月9日……賛成者30名より「東北地方振興開発建議案」提出。
- ・9月17日……龍野東北興業株式会社総裁より大村内相および石橋蔵相あて特経除外指定に関する請願書を提出。

82) 東北興業株式会社、『東北興業株式会社の沿革及び事業概要』(1956年8月)、28ページ。

83) 東北興業株式会社、同上、27-28ページ。

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(II)

において、内閣総理大臣吉田茂が「東北地方の開発振興の施策としては、東北興業をもっと充実改善して利用することも、一つの方法である」⁸⁴⁾と述べたことにもあらわれていた。岩手県としては、この計画を含む北上川流域開発事業が「何しろぼう大な経費を伴う事業であり、強力な公的協力なしには実現がおぼつかない」⁸⁵⁾と判断し、同事業への外資の導入すら検討していたから⁸⁶⁾、国家資金導入の太いパイプとなるであろうこの国策会社の役割に大いに期待したわけである。第3に、「電力再編成」が、電気事業公営化を推進しようとする立場には極めて不利な展開となっていたから、「県営電気事業計画」と類似する同社の自家発電プランを推進する

表-10 東北興業株式会社の北上川水系総合開発計画案（1949年9月）

期	事業		能力・生産	資金(億円)
第1期 (3年)	発電所建設	胆沢川	最大2万KW	11
		猿ヶ石川	最大3万KW	16
	生産	石灰窒素	5万7千トン	16
セメント		5万トン	4	
第2期 (5年)	生産	石灰窒素	10万トンに拡充	8
		セメント	10万トンに拡充	3
		有機合成繊維	日産10万トン	25
		磷酸系肥料	10万トン	
		苛性曹達		
電気製塩				
第3期 (10年)	発電所建設	丹藤川	最大4万KW	35
		胆沢川	最大8千KW	5
		和賀川	最大4万8千KW	
		雫石川	最大1万5千KW	
		北上川(本流)	最大3万6千KW	

(備考) (1)第2期及び第3期の計画内容は目下研究中。

(2)岩手県当局は県内に最低100万KWの電力を要する事業整備の計画を持って居り之が電源を如何にして求めるかは研究中。

(資料) 東北興業株式会社「東北地方開発の基本的構想と北上川水系電源開発に関する新規事業計画案の概況」(1949年9月)の添付資料から作成。

84) 東北興業株式会社、同上、28ページ。

85) 「岩手日報」1949年9月26日。

86) 「岩手日報」1949年5月24日。

ことによって、従来の立場を堅持することが可能であると判断したことである。

(ii) について。同社の自家発電プランに関する同社発行の文書は、1949年6月頃から次々に作成されているが、その中で比較的このプランの特徴が把握しやすいものとして、同年9月に作成された『東北地方開発の基本構想と北上川電源開発に関する新規事業計画案の概況』があげられよう。同文書に掲げられているプランは、表-10の通りであるが、「第1期」(3年)においては胆沢川と猿ヶ川に発電所を建設し、その電力を用いて石灰窒素とセメントの生産を行うこと、「第2期」(5年)においては石灰窒素とセメントの生産を拡充するとともに、有機合成繊維、燐酸系肥料、苛性曹達の生産と電気製塩を開始すること、「第3期」(10年)においては、丹藤川、胆沢川、和賀川、雫石川、北上川(本流)に発電所を建設することを柱とするものであった。

このプランの特徴をもう少し浮き彫りにするために、このようなプランが策定された理由・根拠についてみてみよう。それについては同文書でさまざま述べられているが、大略、次のようなコンテキストで整理できよう(以下の「」は、同文書からの直接の引用箇所である)。

- ①「自立経済の規模を考えた時に、最も心配なのは食糧」であるが、この点では、「国の極めて重要な穀倉地帯」である東北地方の役割は重大である。他地域への米の移出をこれまで以上に増大させるためには、その生産性を飛躍的に高めなければならないが、それには、化学肥料を増産せねばならない。化学肥料ではとくに石灰窒素が重要である。東北地方は酸性土壌が多いので酸性化を防ぐ必要があるからである。
- ②化学肥料を低廉に生産・配給するためには、電力の確保が必要である。これまでの「30%にも達する送電損失を無視した電力料金のプール制」は、「立地条件を無視した工場の配置を招来した」し、その結果「エネルギーの甚だしい浪費」となった。このような状況に鑑みれば、電力の地元利用こそ優先されるべきである。そのためにも、「本社の使

命達成に必要な自家発電設備を保有することを必要である」。

- ③岩手県内河川の「電源の極めて近くに化学工業に付随する他の資源が極めて豊富に存在する。殊に最も優秀なるものは硫黄資源と石灰石で、その埋蔵量は各々全国第一である」。このうち、石灰石は、松川の外に、「久慈、宮古、釜石及び大船渡等の東部海岸諸港の付近には何れも豊富に存在し、殊に大船渡の石灰山は岸壁の裏山を為して居るので有名である」。
- ④「北上川流域の中心地帯、東北本線沿いには十万坪程度の工場適地が散在し、……用水にも困らず、労働力も十分にある」。しかも、この「工場適地」は、「電源から大体20キロメートルしか離れていない。また石灰石からは30～40キロメートル、硫化鉱からも30キロメートルしか離れていない」ので、立地条件が極めてよい。したがって、これらの「工事適地」に肥料工場を建設する。
- ⑤このようにして生産される化学肥料は価格が低廉なので、「肥料の地元消費は極めて容易である」。その結果、食糧とくに米の飛躍的増産につながる。

これらを見るように、このプランは、低廉な化学肥料を生産することによって、当時の日本の最重要課題の一つであった食糧増産に対応しようというものであったが、そのためには同社が自家発電所と自社肥料工場を一体的に経営することがいわば必要不可欠の条件であった。ここにこのプランの一つの大きな特徴があったといえる。

また、それは、電力や肥料資源の地元生産・地元消費を強く打ち出しており、自県内資源の自県内活用を主張する「岩手モンロー主義」とオーバーラップするものであった。それゆえ、岩手県は、同社のプランの推進に同意したのである。

尚、このプランにおいて、胆沢川筋と猿ヶ石川筋における発電所建設が「第1期」とされているのは、「5大ダム」の中でこれらの河川のダムの完成が最も早いことが予想されていたからである。すなわち、胆沢川のダ

表-11 東北興業株式会社の自家発電第1期計画 (1949年12月発表)

事業内容		発電・生産・資金計画	
発電所建設	胆沢川第一	最大16,183KW	
	猿ヶ石川第一	最大31,400KW	
化学肥料製造	粒状石灰窒素	50,000T/Y	
	熔成磷肥	31,400T/Y	
設備資金	a. 発電所関係	胆沢川第1発電所	66,000万円
		猿ヶ石川第1発電所	73,000万円
		計	139,000万円
	b. 化学工場関係	石灰窒素工場	92,000万円
		熔成磷肥工場	9,000万円
		計	101,000万円
a b 合計		240,000万円	
資金調達	見返資金	120,000万円	
	資本金	30,000万円	
	社債	90,000万円	

(資料) 表-10と同じ。

ムは、1949年10月から、工事費8億3000円ですでに着工中で、1951年末には完成し、51年11月には一部の発電が可能になる見通しであった。また猿ヶ石川のダムも、1950年より工事費30億円で着工し、52年11月には、一部の発電が可能となる見通しであった⁸⁷⁾。また、このプランに丹藤川筋での発電所建設が盛り込まれているのは、農林省が建設を計画していた同河川での灌漑中心のダムを発電用にも利用しようとしたからである。

その後、同年12月には、「第1期」計画のみについてのプランが発表された(表-11)。9月のそれと較べると、とくに発電所と工場の建設資金の調達方法などが具体化されていた。

さて、前述のように、同社のプランは、1950年1月、同社が許可申請した胆沢川筋・猿ヶ石川筋をはじめとする岩手県内河川の水利権を岩手県知

87) 東北興業株式会社『東北興業株式会社の沿革及び事業概要』(1956年8月), 27ページ。

経済復興期における北上川流域の電源帰属問題(上)

事が認めたことによって、岩手県の支持するところとなった。だが、同年2月になって、東北配電株式会社が胆沢川筋などの発電所建設のプランがあることを表明し、3月にはそれらの地点の水利権の許可申請を岩手県知事に提出した。かくて、岩手県・東北興業株式会社と東北配電株式会社との間で、これらの地点の水利権争奪戦が展開されることになったのである。

〈付記〉

本稿の以上の部分は、本学経済学部設置されているTG経済学研究会の第98回研究会（1996年6月28日）において報告したものである。報告の機会を与えて下さった本研究会代表の高橋秀悦教授、また筆者の報告に対して、とくにアプローチの方法などに対して、忌憚のないコメントをして下さった岩本由輝教授、鈴木勝男教授をはじめとする皆様に深く感謝する次第である。